

# 大洲市議会基本条例検証シート

◆評価期間 平成29年10月～令和元年8月

**【評価の段階】**

A：達成（概ねその目的を達成したもの） B：一部達成（一部その目的を達成したもの）  
 C：未達成（目的を達成できなかったもの） D：未着手（全く取り組んでいない）

**【評価後の取り組み】**

1：現行（条文に従い、これまでどおり取り組む） 2：検討（達成に向けて今後の取組を検討する）  
 3：改正（条文の改正を検討する） 4：その他

条	見出し	条 文	評価の理由、取り組み状況、	評価	評価後の 取り組み	今後の課題及び改善策
	前文	<p>近年、国から地方への権限移譲が進み、地方公共団体の自己決定権の拡大が進む中で、地域住民に根ざしたまちづくりのため、地方議会が果たすべき役割及び責務が大きくなっている。</p> <p>また、地方議会は、二代表制の下、地方公共団体の行政監視及び評価、政策立案等を行い、住民代表機関として、多様な住民の声を反映しながら、日本国憲法に定める地方自治の本旨の実現を目指すことが求められている。</p> <p>このため、大洲市議会(以下「議会」という。)は、議会の活性化並びに人々が支え合い、心豊かに暮らすことができる地域社会の実現及び住民福祉の増進を図るため様々な改革を重ねてきたところである。</p> <p>今後も積極的に改革を推進し、議会機能の強化、活性化はもとより、市民に開かれた議会、より信頼される議会となるよう、この条例を制定する。</p>	前文は、この条例の制定の背景、理念、決意等を規定したものであり、検証の対象外とする。	-	-	-
第1条	目的	この条例は、議会運営及び大洲市議会議員(以下「議員」という。)に係る基本事項を定め、議会及び議員が市民全体の代表として自らの役割を深く自覚し活動することにより、市民福祉の増進と市政の発展に寄与することを目的とする。	この条は、この条例制定の目的を規定しているものであり、検証の対象外とする。	-	-	-
第2条	定義	この条例において「市民」とは、市内に在住、在勤又は在学する個人及び市内で活動する法人その他の団体をいう。	この条は、条例の中で用いる用語の定義規定であり、検証の対象外とする。	-	-	-

## 大洲市議会基本条例検証シート

条	見出し	条 文	評価の理由、取り組み状況、	評価	評価後の 取り組み	今後の課題及び改善策
第3条	議会の活動原則	<p>議会は、次に掲げる原則に基づき活動を行わなければならない。</p> <p>(1) 市長その他の執行機関(以下「市長等」という。)の政策及び事務について、監視及び評価機能を果たすこと。</p> <p>(2) 公正性及び透明性等を確保し、市民に開かれた議会を目指すこと。</p> <p>(3) 市民の多様な意見を的確に把握し、市政に反映させるための運営に努めること。</p> <p>(4) 議会内での申合せ事項は、不断に見直しを行うこと。</p> <p>(5) 市民の傍聴の意欲を高める議会運営を行うこと。</p>	<p>A - 2人</p> <p>B - 16人</p> <p>○予算編成とその執行について、一般質問や委員会等で積極的に質問・発言がなされている。また、その内容は議会だより等を通じ市民に公開されており、一定程度目標を達成できている。</p> <p>○議会報告会として、市議会の活動や役割を市民に伝えることに努めるところもある。今後報告会の必要性等も検討すべき。</p> <p>○(2)の市民に開かれた議会については、SNSやHPを活用した広報など改善の余地もあるのではないかな。</p> <p>○(3)について、議会全体としては、あまり具体的に取り組んでいない。</p> <p>○議場内での水分補給の申し合わせなど、随時行っている。</p> <p>C - 2人</p>	<p>A</p> <p>・</p> <p>ⓑ</p> <p>・</p> <p>C</p> <p>・</p> <p>D</p>	<p>1</p> <p>・</p> <p>ⓐ</p> <p>・</p> <p>3</p> <p>・</p> <p>4</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市議会の活動や役割を市民に伝えるため、議会報告会等の必要性について検討するべきである。</li> <li>・市民に開かれた議会を目指すため、SNSやHP等を活用した広報について調査・検討が必要である。</li> <li>・もっと多くの市民の方に傍聴してもらえるよう努める必要がある。</li> </ul>
第4条	議員の活動原則	<p>議員は、次に掲げる原則に基づき活動を行わなければならない。</p> <p>(1) 議会が言論の府であること及び合議制機関であることを十分認識し、議員間の自由な討議を重んじること。</p> <p>(2) 市政の課題全般について、市民の意見を的確に把握するとともに、更なる自己研鑽(さん)に努め、市民の代表としてふさわしい活動を行うこと。</p> <p>(3) 議会の構成員として、一部団体及び地域の代表に捉われず、市民全体の福祉の増進及び市政の発展を目指して活動すること。</p>	<p>A - 2人</p> <p>B - 15人</p> <p>○議員間の自由な討議を妨げる要因は存在しないが、より活発な討議が可能であると思う。</p> <p>○現状は、議員間の自由な討議について制度がない。委員会審査の中であれば可能だと思う。規則や申し合わせ事項を策定すべきである。</p> <p>○(2)については現状では制度がない。市内の各種団体に対し議会の代表者が定期的にヒアリングする制度など、規則や申し合わせ事項を策定すべき。</p> <p>C - 3人</p> <p>D - 1人</p>	<p>A</p> <p>・</p> <p>ⓑ</p> <p>・</p> <p>C</p> <p>・</p> <p>D</p>	<p>1</p> <p>・</p> <p>ⓐ</p> <p>・</p> <p>3</p> <p>・</p> <p>4</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市の重要な課題等について、議員間自由討議の実施について検討する必要がある。</li> <li>・資質を高めるために個人や会派等で調査・研修を行っているが、引き続き自己研鑽に努め、市民全体の福祉の更なる向上を目指す。また、議会としての研修会の実施についても検討する必要がある。</li> </ul>

## 大洲市議会基本条例検証シート

条	見出し	条 文	評価の理由、取り組み状況、	評価	評価後の 取り組み	今後の課題及び改善策
第5条	会派	<p>議員は、会派を結成することができる。</p> <p>2 会派は、同一の理念を共有する議員で構成する。</p> <p>3 会派は、議会運営、政策決定、政策提言、政策立案等に関し、会派間で調整を行い合意形成に努めるものとする。</p>	<p>この条は、会派の結成、構成、活動について規定する条文であり、検証の対象外とする。</p>	-	-	-
第6条	市民参加 及び市民 との連携	<p>議会は、市民に対し積極的にその有する情報を発信し、説明責任を十分果たすよう努めなければならない。</p> <p>2 議会は、市民の意思を議会活動に反映させることに努めるものとする。</p> <p>3 議会は、市民との意見交換の場を多様に設け、議員の政策立案能力を強化するとともに、政策提案の拡大に努めるものとする。</p>	<p>A - 1人</p> <p>B - 12人</p> <p>○現状では議会だよりとHPのみ。SNSの活用など、改善の余地がある。</p> <p>○「市民フリースピーチ制度」の導入を検討すべき</p> <p>○「議員モニター制度」を検討すべき</p> <p>○(株)バリューマネジメントの社長との意見交換会を実施した実績もある。</p> <p>C - 7人</p> <p>○各議員それぞれの関係者には説明し、意見を求めていると思われるが、「市民」の幅が限定的である。</p>	<p>A</p> <p>・</p> <p style="border: 1px solid black; border-radius: 50%; padding: 2px;">B</p> <p>・</p> <p>C</p> <p>・</p> <p>D</p>	<p>1</p> <p>・</p> <p style="border: 1px solid black; border-radius: 50%; padding: 2px;">2</p> <p>・</p> <p>3</p> <p>・</p> <p>4</p>	<p>・市民への情報発信は、議会だよりとHPが主なものとなっているので、SNSの活用も検討するべきである。</p> <p>・市民や各団体との意見交換会の設置について検討するべきである。</p>

## 大洲市議会基本条例検証シート

条	見出し	条 文	評価の理由、取り組み状況、	評価	評価後の 取り組み	今後の課題及び改善策
第7条	市長等との関係	<p>議会審議における議員及び市長等は、常に緊張ある関係を構築することに努めるものとする。</p> <p>2 本会議における一般質問は、一括質問方式又は一問一答方式の選択により議論経過が明確かつ分かりやすい質問となるよう努めなければならない。</p> <p>3 市長等は、議員の一般質問に対し、その内容の確認又は論点を分かりやすく明確にするため、反問することができる。ただし、議員が一括質問方式を選択した場合はこの限りではない。</p>	<p>A - 6人</p> <p>B - 11人</p> <p>○議員の質問に対して、理事者がその質問の解釈内容を前置きして答弁する事例が何度か起きている。本来はきちんと反問権を行使して、議員の質問内容を確認すべきである。それがないので、質問と答弁のやり取りについて、第三者（傍聴者など）が理解困難なケースも多いと感じる。</p> <p>C - 3人</p> <p>その他の意見</p> <p>○一括質問しても答弁がばらばらで傍聴者は聞きづらい。順番に答えてほしい。</p>	<p>A</p> <p>・</p> <p>ⓑ</p> <p>・</p> <p>C</p> <p>・</p> <p>D</p>	<p>1</p> <p>・</p> <p>ⓐ</p> <p>・</p> <p>3</p> <p>・</p> <p>4</p>	<p>・本会議において一般質問をする際には、傍聴者等が理解しやすい内容となるよう努める必要がある。</p> <p>・議員の質問力を向上するため、議会として研修等の実施について検討する必要がある。</p>
第8条	議会審議における論点情報の形成	<p>議会は、市長等が提案する基本的な政策並びに予算及び決算等に対し、必要に応じてその形成過程の説明を求めるものとする。</p>	<p>A - 4人</p> <p>B - 12人</p> <p>○観光事業等において実施したが、他の重要事案に対しても説明を求めることが可能だと思う。</p> <p>○キャスルステイについては、議会軽視が甚だしいと言われても仕方のない状況だった。SNS等で情報発信が先行していること自体が問題であり、今後はこのようなことがないように改善を求める。</p> <p>○執行権を持たない議会にとって、PDCAサイクルをきちんと回すための決算審査機能の強化は、二元代表制における重要な観点である。</p> <p>○議会改革調査特別委員会の時に、決算特別委員会の増員が提言されたにも関わらず改善されていない。速やかに増員すべきである。</p> <p>C - 4人</p>	<p>A</p> <p>・</p> <p>ⓑ</p> <p>・</p> <p>C</p> <p>・</p> <p>D</p>	<p>1</p> <p>・</p> <p>ⓐ</p> <p>・</p> <p>3</p> <p>・</p> <p>4</p>	<p>・市長による政策等の形成過程については、理事者より説明を受けているが、今後もさらに分かりやすい説明を求めながら、政策水準の向上を図っていく。</p> <p>・現在、会議資料は当日配付となっているが、今後は事前配布について、理事者に対し求めていく必要がある。</p>

## 大洲市議会基本条例検証シート

条	見出し	条 文	評価の理由、取り組み状況、	評価	評価後の 取り組み	今後の課題及び改善策
第9条	議決事件の追加等	<p>議会は、議事機関としての機能強化のため、地方自治法(昭和22年法律第67号)第96条第2項の規定により積極的に議決事件の追加等を検討するものとする。</p>	<p>A - 2人</p> <p>B - 8人</p> <p>C - 8人 ○議決事件の追加について検討した記憶がない。</p> <p>D - 2人 ○「1億5千万円以下の契約」についての規定や、専決処分の基準見直し、教育大綱や行革大綱といった基本計画も議決事件とすべきかどうかなど、議論する必要があると思う。</p>	<p>A</p> <p>・</p> <p>B</p> <p>・</p> <p>○C</p> <p>・</p> <p>D</p>	<p>1</p> <p>・</p> <p>○2</p> <p>・</p> <p>3</p> <p>・</p> <p>4</p>	<p>・専決処分の基準見直しや様々な基本計画等について、議決事件とすべきかどうか調査・検討する場を設ける必要がある。</p>
第10条	議会の合意形成	<p>議会は、本会議及び委員会における議案の審議及び審査に当たり結論を出す場合にあっては、あらゆる協議の場において議員相互間の議論を尽くして合意形成に努めなければならない。</p>	<p>A - 6人</p> <p>B - 12人 ○自分の意見発表にとどまらず、より多くの事案で合意形成に向けた議員間討議が可能であると思う。 ○所属する委員会の委員でなければ協議に参加できないので議論を尽くしているとは言い難い。 ○規則や申し合わせ事項の追加を検討すべきである。</p> <p>C - 2人</p>	<p>A</p> <p>・</p> <p>○B</p> <p>・</p> <p>C</p> <p>・</p> <p>D</p>	<p>1</p> <p>・</p> <p>○2</p> <p>・</p> <p>3</p> <p>・</p> <p>4</p>	<p>・より多くの事案において議論を尽くし合意形成を図れるよう、議員間討議の必要性や実施方法の調査や、その後の制度化等について検討するべきである。</p>

## 大洲市議会基本条例検証シート

条	見出し	条 文	評価の理由、取り組み状況、	評価	評価後の 取り組み	今後の課題及び改善策
第11条	政策討論 会	<p>市政に関する重要な政策及び課題に対して、議会としての共通認識の醸成を図り、合意形成を得るため、政策討論会を開催することができる。</p> <p>※政策討論会とは、市民にとって重要な課題などについて、議論を深めて共通認識を図り、議会の政策提言及び政策立案などを推進していくもの。</p>	<p>A - 1人</p> <p>B - 6人</p> <p>C - 9人</p> <p>○実績はほぼないと思われる。</p> <p>○キャスルスステイについては議員間での政策討論会の機会だったと言える。</p> <p>D - 4人</p> <p>○実績なし。先進地事例の調査など、実施に向けて検討すべき。</p>	<p>A</p> <p>・</p> <p>B</p> <p>・</p> <p>○C</p> <p>・</p> <p>D</p>	<p>1</p> <p>・</p> <p>○2</p> <p>・</p> <p>3</p> <p>・</p> <p>4</p>	<p>・重要な政策や課題に対しては、議会として合意形成を図るための手段として、政策討論会について調査・検討する必要がある。</p>
第12条	委員会の 運営	<p>議会は、社会経済情勢等の変化により、新たに生ずる行政課題等に迅速かつ的確に対応するため、委員会の専門性と特性を活かし、その適切な運営に努めるものとする。</p>	<p>A - 7人</p> <p>B - 10人</p> <p>C - 2人</p> <p>○常任委員会において、本会議に上程されている事案以外のことが議論される時間は限定的である。</p> <p>D - 1人</p> <p>その他の意見</p> <p>○特別委員に反対派も入れて自由活発に論議して総意を出すべき。</p>	<p>A</p> <p>・</p> <p>○B</p> <p>・</p> <p>C</p> <p>・</p> <p>D</p>	<p>1</p> <p>・</p> <p>○2</p> <p>・</p> <p>3</p> <p>・</p> <p>4</p>	<p>・社会情勢をふまえ、常に行政の動向や市民の声を把握し審査を進める必要がある。</p>

## 大洲市議会基本条例検証シート

条	見出し	条 文	評価の理由、取り組み状況、	評価	評価後の 取り組み	今後の課題及び改善策
第13条	議員研修 の充実強 化	議会は、議員の政策形成及び立案能力の向上等を 図るため、議員研修の充実強化に努めるものとす る。	<p>A - 7人 ○市議会議長会研修などへの議員参加率は高い。更なる研修の充実を求め る。</p> <p>B - 12人 ○研修、視察等は実施しているが、それを各議員の立案能力等の向上につな げるには、さらなる工夫が必要と思われる。</p> <p>C - 1人 ○会派によっては定期的に勉強会を行っているところもあるかもしれない が、自ら求めなければ研修等は行われていない状況である。</p>	<p>A</p> <p>・</p> <p>ⓑ</p> <p>・</p> <p>C</p> <p>・</p> <p>D</p>	<p>1</p> <p>・</p> <p>ⓐ</p> <p>・</p> <p>3</p> <p>・</p> <p>4</p>	<p>・ 委員会や議員個人での行政視察や研修等は実施している が、議員の政策形成及び立案能力の向上のため、議会とし ての研修等の実施を検討する必要がある。</p>
第14条	議会事務 局の体制 整備	議長は、議員の政策形成及び立案を補助する組織 として、議会事務局の調査及び法務機能の充実強 化を図るよう努めるものとする。	<p>A - 11人 ○議会基本条例に沿って各種活性化策を実施することになると当然事務量は 増大する。本気で議会活性化を目指すのであれば、議員21人に対して正職 員4人では何もできない。実態に沿って人員を増やすなど、機動的な対応も 必要となってくる。</p> <p>B - 8人 ○十分役割を果たしている。</p> <p>C - 1人</p>	<p>ⓐ</p> <p>・</p> <p>B</p> <p>・</p> <p>C</p> <p>・</p> <p>D</p>	<p>ⓐ</p> <p>・</p> <p>2</p> <p>・</p> <p>3</p> <p>・</p> <p>4</p>	<p>・ 今後も議員の政策形成及び立案を補助するため、更なる 事務局職員の機能強化に努める。</p>

## 大洲市議会基本条例検証シート

条	見出し	条 文	評価の理由、取り組み状況、	評価	評価後の 取り組み	今後の課題及び改善策
第15条	広報広聴 の充実	<p>議会は、情報技術の発達を踏まえた多様な広報広聴手段を活用することにより、議会に対する市民の意思の把握及び市民への情報提供に努めるものとする。</p> <p>2 議会は、多くの市民が議会と市政に関心を持つよう議会広報活動に努めるものとする。</p>	<p>A - 4人</p> <p>B - 11人</p> <p>○議会としてSNS等を通じた広報活動はできておらず、また議員個人でそれを行っている人も少ない状況である。議会だよりについては、モニター制度を活用するなどの改善の工夫が可能であると思う。</p> <p>○議会報告会などの情報提供については未達成だが、議会だよりによって一定の広報のみ行っている状況</p> <p>○ユーチューブ導入など、一定の成果をあげている。その一方で、HPの充実やSNSによるプッシュ型配信など、改善の余地は多いと考える。</p> <p>○H17年以来「子ども議会」も未実施である。子育て世代を対象にした「ママさんパパさん議会」、女性を対象にした「女性議会」、「高校生議会」、大洲市出身で市外の大学に通う学生を対象にした「大学生議会」など、様々なアイデアはある。ぜひ検討すべきである。</p> <p>C - 4人</p> <p>D - 1人</p>	<p>A</p> <p>・</p> <p>ⓑ</p> <p>・</p> <p>C</p> <p>・</p> <p>D</p>	<p>1</p> <p>・</p> <p>ⓐ</p> <p>・</p> <p>3</p> <p>・</p> <p>4</p>	<p>・議会だよりについては、今後もより見やすく分かりやすいものとなるよう改善を続けていく。</p> <p>・さらなるHPの充実や新たなSNSを活用した情報発信など、市政に関心を持っていただけるような様々な工夫を検討する必要がある。</p>
第16条	議員の政 治倫理	<p>議員は、市民全体の代表者としてその倫理性を常に自覚するとともに、品位の保持に努めなければならない。</p>	<p>A - 6人</p> <p>B - 11人</p> <p>C - 3人</p>	<p>A</p> <p>・</p> <p>ⓑ</p> <p>・</p> <p>C</p> <p>・</p> <p>D</p>	<p>1</p> <p>・</p> <p>ⓐ</p> <p>・</p> <p>3</p> <p>・</p> <p>4</p>	<p>・平成17年に議決した「大洲市議会議員の政治倫理に関する決議」に基づき品位の保持に努めているところだが、今後さらなる向上を目指すため、政治倫理条例の制定について検討する必要がある。</p> <p>・議員という立場を自らが自覚し、引き続き品位の保持に努める。</p>

## 大洲市議会基本条例検証シート

条	見出し	条 文	評価の理由、取り組み状況、	評価	評価後の 取り組み	今後の課題及び改善策
第17条	議員定数 及び議員 報酬	議員定数及び議員報酬は、別に条例で定める。 2 議員定数及び議員報酬の改正に当たっては、この条例の目的を遂行し、権能を発揮するため、議会が有する役割及び責任、社会経済情勢その他必要な事項を総合的に判断するものとする。	A - 6人 ○議会活性化特別委員会において、その方向性に沿って議論されている。 ○健全な議論による世論形成を目指し、有識者による第三者機関に論点整理をゆだねることも検討すべきである。 ○定数減と報酬減が議会改革、議会活性化との考えはもう卒業すべきである。「情報共有」、「住民参加」、「議会機能強化」の三本柱こそ議会改革であり、議会の活性化である。 B - 12人 ○議会活性化特別委員会において、各委員からの意見を聴取し総合的な判断がなせるように努めている。  C - 1人  D - 1人	A ・ ⓑ ・ C ・ D	1 ・ ⓐ ・ 3 ・ 4	・現在は議会活性化特別委員会において調査しているが、今後も社会情勢等の様々な事項により総合的に判断するため調査を続けていく必要がある。 ・今後は、第三者機関に論点整理をゆだねるなど、外部に検討の場を設置することについても調査・検討すべきである。
第18条	最高規範 性	この条例は、議会の最高規範であり、議会に関する他の条例、規則等を解釈し、又は制定し、若しくは改廃する場合は、この条例の趣旨を尊重し、この条例に定める事項との整合を図らなければならない。	A - 10人 B - 9人 D - 1人	ⓐ ・ B ・ C ・ D	ⓐ ・ 2 ・ 3 ・ 4	・今後も議会の最高規範であるこの条例の趣旨を尊重し、条例に定める事項との整合を図る。

## 大洲市議会基本条例検証シート

条	見出し	条 文	評価の理由、取り組み状況、	評価	評価後の 取り組み	今後の課題及び改善策
第19条	見直し手 続き	<p>議会は、常に市民の意思、社会情勢の変化等を勘案し、必要があると認めるときは、この条例の規定について検討を加え、その結果に基づき所要の措置を講ずるものとする。</p>	<p>A - 4人 ○今回の検証がそれにあたり、今後も引き続き継続することが必要</p> <p>B - 8人 C - 6人 ○このアンケート調査自体がこの第19条に相当する。定期的を実施してPDCAサイクルをまわしていくべきである。</p> <p>D - 1人</p>	<p>A ・ B ・ C ・ D</p>	<p>1 ・ 2 ・ 3 ・ 4</p>	<p>・この条例について継続的に検証を実施し、今後もPDCAサイクルをまわしていくべきである。</p>